

宮城県で自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人に贈り、返礼品を受け取っていた申立人が、地域のブルーベリーから基準値を超えるセシウムが検出されたため、自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人への贈答品とすることができなくなった事例について、逸失利益が賠償された事案。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1 逸失利益（ブルーベリー）

金 63,000円

期間 自 平成24年 1月 1日

至 平成24年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目についての和解金として、合計金63,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月8日

（仲介委員 岡本弘哉）